

日米地位協定の改定を求める決議

那覇地方検察庁は、今年の1月に沖縄市において19歳の青年を自動車衝突事故で死亡させた在沖米空軍軍属の男性について、「公務中の事故」のため日本は裁判権を行使できないとして不起訴処分とした。またしても「日米地位協定」の理不尽な厚い壁が県民の前に立ちふさがり形となった。

被害者青年の遺族は、「日本で起きた事件を日本で裁けないのはおかしい」また「なぜ、この国は日本人ではなく外国人を守るのか」と地位協定に対する怒りと心情を涙ながらに訴えている。

うるま市に於いても平成20年8月11日、米海軍女性の運転する乗用車が対向車線に進入、県人男性のバイクに衝突し、死亡させる事故があった。この事件も勤務先のホワイト・ビーチに向かうための「公務中」の事故として不起訴処分になったものである。このような「公務中の軍人・軍属」だからという米軍の治外法権的な特権に対し、強い怒りを覚えるものであり、断じて容認できるものではない。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産・人権を守る上から、今回の米軍属による事故に対する不起訴処分並びに沖縄市で発生した米少年による強盗事件等、多発する米軍関係者による事件、事故に厳重に抗議するとともに日米両政府に対して「日米地位協定」を速やかに改定し、米軍の治外法権的な特権をなくすとともに諸々の事件、事故も日本の国内法適用とその遵守を義務づけるよう下記事項について強く要求する。

記

1. 日本政府は米国政府に第1次裁判権を放棄させ、日本の司法で裁くこと。
2. 日米両政府は遺族並びに被害者への謝罪と十分な補償を行うこと。
3. 実効性のある再発防止策を講じること。
4. 日米両政府は理不尽な日米地位協定を速やかに見直し、抜本的に改めること。

以上、決議する。

平成23年5月23日

沖縄県うるま市議会

あて先

米国務長官 駐日米国大使 米国務省日本部長 在沖米国総領事
在日米軍沖縄地域調整官